

入札説明書

桜井市電話交換機等賃貸借業務に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和 8 年 4 月 3 日

2 競争入札に付する内容

(1) 入札物件

桜井市電話交換機等賃貸借業務（賃貸借契約）

(2) 入札物件の数量・特質

別紙仕様書の通り

(3) 納入及び設置期日

令和 8 年 7 月 1 日まで（設置日については、各施設の担当者と調整すること。）

(4) 賃貸借契約期間

ア令和 8 年 7 月 1 日から令和 13 年 6 月 30 日までの 5 年リース契約（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）とし、リース満了後に、無償譲渡とする。

イ賃貸借料は、月単位で支払うものとし、その際の支払額は、物件の 1 ヶ月あたりの賃貸借料金に、月額賃貸借料の消費税率に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を支払うものとする。

(5) 契約方法

本契約は直接賃貸借契約による二者間契約での契約とするが、納入業者において直接賃貸借契約が不可能な場合は、第三者賃貸方式による賃貸借契約も可とする。

3 担当部署

(1) 入札担当部署

桜井市役所 総務部 管財契約課 管財係

住 所： 奈良県桜井市大字粟殿 4 3 2 番地の 1

電 話： 0 7 4 4 - 4 2 - 9 1 1 1（内線 1 7 7 1・1 7 7 3）

F A X： 0 7 4 4 - 4 2 - 2 6 5 6

(2) 納入部署

納入場所： 桜井市役所

3（1）入札担当部署に同じ

納入場所：桜井市保健福祉センター

桜井市保健福祉センター 福祉保健部 けんこう増進課 いきいき健康係

住 所： 奈良県桜井市大字粟殿 1000 番地の 1

電 話： 0 7 4 4－4 5－3 4 4 3（内線 4 8 1・4 8 2・4 8 3）

F A X： 0 7 4 4－4 5－1 7 8 5

納入場所：桜井市グリーンパーク

桜井市グリーンパーク 環境部 環境総務課 庶務係

住 所： 奈良県桜井市大字浅古 485 番地の 1

電 話： 0 7 4 4－4 5－2 0 0 1（内線 2 4 1 4）

F A X： 0 7 4 4－4 5－2 0 0 2

4 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 入札の日までに、桜井市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 2 7 年 3 月桜井市告示第 7 1 号）に基づく入札参加資格の停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に規定する暴力団でない者。
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続開始申立てがなされていない者。
- (5) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に基づく処分の対象となっている団体でないこと。
- (7) 令和 8 年度における 本市の「入札参加資格者名簿」において、営業種目の「 I 電気通信機器－02 通信機器」に登録された奈良県内に本店又は支店、営業所のある事業者、また、第三者賃貸方式による賃貸借契約の場合、賃貸借業者については、同名簿における営業種目「 P 賃貸業務－03 事務機器」に登録された事業者より選定すること。

5 競争入札参加資格の確認

本入札に参加する者は、下記（1）に示す書類を提出し、事前に本入札の参加資格があることの確認を受けなければならない。また、入札参加者は、入札日の前日までの間において、桜井市から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。提出書類の内容を確認後、桜井市から入札参加資格決定通知書を令和 8 年 4 月 2 0 日（月）以降に郵送で通知する。なお、本入札参加資格のない者は本入札に参加することはできない。

(1) 提出書類

桜井市一般競争入札参加申請書（様式1）

※納入業者と賃貸借業者が異なる場合は

「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」（様式8）も必要。

(2) 申請書、仕様書の交付方法

ア 交付期間 令和8年4月3日（金）～令和8年4月17日（金）午後3時

イ 交付方法 桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）→入札案件→その他入札案件→「桜井市電話交換機等賃貸借業務に係る入札について」内からダウンロードすること。

(3) 申請書等の提出

ア 提出方法

申請書の提出は、持参又は郵送によるものとする。郵送で提出する場合は、封筒の表に「桜井市電話交換機等賃貸借業務申請書在中」と表書きし、書留の扱いとすること。なお、事故等による未着については、本市では責任を負わない。

イ 提出期間

令和8年4月3日（金）～令和8年4月17日（金）午後3時までに必着すること。ただし、持参の場合、土曜日、日曜日を除く。また時間は、最終日を除き、午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出窓口

3（1）入札担当部署に同じ

(4) その他

ア 提出書類に押印する印鑑は、「物品購入・業務委託等入札参加資格審査申請」の使用印鑑届に押印された印鑑（以下、「届出印」という。）を使用すること。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

6 入札公告及び仕様書についての質疑応答

(1) 質疑の方法

質疑のある場合は、質問書（様式6）により、令和8年4月3日（金）から令和8年4月10日（金）午後3時までの期間に、（土曜日、日曜日は除く。時間は、最終日を除き午前9時から午後5時までとする。）電子メールに質問書（様式6）を添付することによって行うこととする。ただし、入札手続に関する質問（必要書類記載方法、スケジュールの確認等）については、電話でも受け付ける。ただし、本入札に関わること以外の質疑、問い合わせについては一切応じない。

電子メールアドレス：電話で問い合わせてください。

TEL 0744-42-9111（内線1771・1773）（担当：田原・廣吉）

(2) 回答の方法

質問事項の回答書は、令和8年4月13日（月）午後3時以降に、桜井市ホームページ上において公開する。

7 入札の辞退

桜井市一般競争入札参加申請書の提出後に辞退する場合は、必ず入札辞退届（様式7）を提出すること。

(1) 提出期日

令和8年4月24日（金）午後3時まで

(2) 提出場所

3（1）入札担当部署に同じ

8 入開札の日時

(1) 日時

令和8年4月30日（木）午後2時から

(2) 場所

奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市役所 3階入札室

9 入札の方法

(1) 入札は、3施設同時に行い、各施設において落札者を決定する。入札時は、入札用封筒へ各施設の入札書（計3枚）を同封のうえ、厳封すること。応札できない施設がある場合は、入札書金額欄に斜線を引き、入札用封筒へ同封すること。

(2) 持参による入札とする。

(3) 入札は1ヶ月あたりの賃貸借料金を記載すること。入札者は、課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、所定の入札書（様式2・3・4）を作成し、封をした上、上記「8. 入開札の日

時」に示した日時・場所で入札すること。

(5) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式5）を入札時に提出すること。

(6) 入札書及び入札用封筒の記入の仕方等については、（別紙 1）様式_記載例を参照すること。

1 0 入札の無効

(1) 本入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札、虚偽の申請を行った者がした入札は無効とする。

(2) 入札書の金額、氏名、印影または重要な文字が誤脱し、著しく不明な時は無効とする。

(3) 入札参加者が入札までに入札参加資格を満たさなくなったときは入札に参加できない。

(4) 入札において事故が起きたとき又は、不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

1 1 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定方法は、桜井市が定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内の入札がない場合は、3回まで入札を行うものとする。

(3) 落札者となるべき同価格の入札者が2以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(4) 3回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく随意契約に準じた協議を行う。

1 2 保証金

(1) 入札保証金は免除する。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は、桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）第17条第2項に基づき損害賠償金を請求する場合がある。

(2) 契約保証金は、桜井市契約規則（昭和44年3月桜井市規則第3号）の規定による。

1 3 契約について

(1) 契約書は落札者が、落札価格に基づき納入部署毎に作成し、締結するものとする。

(2) 契約書の締結日は、令和8年5月12日（火）とする。

(3) この物品の保守は、本契約とは別に、保守契約を締結する予定である。内容については、落札者と別途協議するものとする。

(4) 支払い方法は、毎月払いで、当月分を翌月請求の翌月末払いとする。

(5) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなったときは、契約の締結はできない。

(6) 規定の契約書案はなく、落札決定後、各施設の仕様に基づいた契約書を施設ごとに作成する。内容については各施設の担当者と調整の上、決定するものとする。

1.4 契約変更に関する損害賠償について

「2（4） 賃貸借契約期間」に示す契約期間内であっても、桜井市の方針で対象施設の用途廃止等により、契約内容が変更になる場合がある。この場合の変更による一切の損害賠償を請求することはできないものとする。

1.5 注意事項

- (1) 本入札で使用する印鑑は、届出印を押印すること。
- (2) 契約事業者（落札者並びに当該事業者が指定する納入、作業に関わる事業者）は、当該契約によって知りえた秘密を漏らさないこと。また、他の目的に使用しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 調達物品納入設置後の検査・収納については、必ず、必要要員を確保し、検査等の立ち会い、操作方法等の説明をすること。
- (4) この契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の履行期間の始期の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る桜井市の歳出予算において減額又は削除があった場合、桜井市は、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (5) 本業務に当たっては、電気通信事業法等の諸規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令等の関係諸法規を遵守すること。

1.6 その他

入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。その他については、桜井市契約規則による。

